

中土佐町立大野見小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定（令和 3 年 4 月改定）

はじめに

本校は、『未来に向かって共に鍛え合う大野見の子ども』を学校教育目標に掲げ、これを基にすべての教育活動を展開する。本校教育目標に基づき、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組むとともに、全ての職員が、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいないという基本認識にたち、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように『いじめ防止基本方針』を策定した。

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ」はどの児童にも起こりうるという事実をふまえ、学校が組織的に対応しながら、全ての児童に対し「いじめ」の未然防止に全教職員で取り組む。

いじめが認知された際には、いじめ指導三原則「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」に基づき指導し、早期解決のために、保護者・地域・関係機関等と連携を図る。

- (1) いじめ指導三原則を全教職員に周知徹底し、初期対応の段階から一貫した姿勢を指導する。
- (2) 児童同士、児童と教職員等、温かな人間関係を構築する。
- (3) 児童、教職員ともに人権感覚を磨き、いじめの早期発見に努める。
- (4) いじめ問題について、保護者、関係機関との連携を深め、早期解決に努める。

II、いじめについての基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して該当児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

上記の考えのもと、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することを目指し「いじめ防止基本方針」を策定する。

2. 学校の現状と課題

本校では 28 年度までは、認知件数は 0 であったが、29 年度以降は認知内容や方法の見直しを行い年に数件が認知されている。

学校評価アンケートの児童回答の結果は、ここ数年、肯定的な児童の割合が、「学校が楽しい」、「いじめのない学校」、「勉強がわかる」、の項目はほぼ 100%で、基本的に学校へ元気に来て、友達と仲よく遊べる児童たちである。いじめ認知の個々の事例の内容については軽微なもので、すぐに解決して解消している。

しかし、平成 31 年度に、いじめ案件による不登校傾向の児童が発生するなど、取り組みの見直しが必要とされている。また、Q-U 調査アンケートでは要支援群の児童はいないが、支援を必要とする児童の割合が最近増えてきている。

そこで、本校の全教職員が全校児童の実態を把握し、一人一人の児童に寄り添い、常に情報を共有し、全校で課題解決にあたる、組織機能を確立することが必要となっている。

3. いじめの認識

学校では「いじめ」はどこの学校・学級にでも起こり得るものという認識に立ち、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って児童を守るという考えのもと、事実関係を確かめ、対応にあたる。

当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的には喧嘩のように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

また、「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによるところなく、校内の「いじめ対策委員会」を活用して組織的に行う。

4. いじめ防止等にむかう基本姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (5) いじめ問題について保護者・地域・そして関係機関との連携を深める。
- (6) いじめを確認した際には、その解決に向けて様々な対応を講じ、早期解決に向け、組織的な行動をとる。

Ⅱ いじめの未然防止のための取り組み

1. 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。

- (1) 一人一人の人権を大切にする学級経営に取り組む。
- (2) 全教職員が授業公開を行い、児童の様子を観察し、お互い協議し合う。

2. 児童、教職員の人権感覚を高める。

(1) 道徳授業の計画的な実施

- ・各学年の年間計画を見直し、児童の実態に応じた資料やテーマでの授業実践を行う。

(2) 人権・道徳参観日の実施

- ・人権・道徳の授業を保護者に公開し、また、講演会や懇談会を実施する。

(3) いじめを未然に防ぐための校内研修を年間1回以上実施する。

(4) 発達等の課題のある児童の共通理解を図る。

- ・校内支援会を定期的に実施し、全校児童の共通理解を図る。

3. 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(1) 一人一人が活躍できる学習活動の実施。

- 本校の研究主題に沿った授業改善に取り組む。

- 特別活動の充実を図り、異学年交流や、児童の自発的な委員会活動を仕組む。

(2) 人とのかかわり方を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング活動を実践する。

(3) 体験活動を重視し、地域の人やものとのかかわりを多くし、連携を深める。

Ⅲ いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

1. いじめの早期発見のための手段

(1) 職員会で児童コーナーを設け、全校児童の様子を話し合い、情報の共有を行う。

(2) 校内支援会の定期的な開催により、配慮の必要な児童について話し合う。

(3) 学校生活アンケートを年間2回、Q-U調査アンケートを年2回実施し、速やかに分析を実施し指導に役立てるとともに、児童の悩みや人間関係を把握する。

(4) 気になる児童については、必要に応じて、学級担任、養護教諭、管理職が個人面談を実施する。

(5) 予防的措置を講ずるためにも、スクールカウンセラーによる全校児童の面談を実施し、困り感や悩みなどの早期発見につなげる。

(6) 授業公開を実施し、保護者・関係機関による児童の観察や目配りを行う。

(7) 休み時間や放課後の児童の様子を把握したり、日記やノート点検において目を配ったりして、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に生かす。

2. いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめの発見や通報時の対応

- いじめと疑われる行為を発見した時は、その場で行為を止めるとともに、当該児童の聞き取り調査など、事実確認を行う。

- 児童や保護者地域から、いじめの通報を受けた時は、学級担任等が直ちに聞き取りを行い、事実確認を行う。

- 事実確認の後、「いじめ対策委員会」を開催し、今後の対応策を協議する。そ

して、学級担任だけでなく学校長以下全教職員で対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。

(2) いじめられている児童への対応

- いじめられた児童に対しては、「学校が守る」ことを伝え、安心した学校生活が送れるよう手立てを講じる。
- 担任による継続した家庭訪問を行い、保護者と情報の共有を図る。
- 児童が信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の方など）と連携し、寄り添える環境をつくる。
- 心の傷への対応のため、教職員以外のスクールカウンセラーやS S W・主任児童委員などとも連携を取りながら指導を行っていく。

(3) いじめた児童への対応

- いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対して出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした態度で指導に当たる。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分配慮を行う。
- いじめた児童の指導にあたっては、特別な指導計画の下、自らの行為の責任を自覚させるように努めると共に、児童の抱える問題などを考え、児童の健全な発達に配慮する。

(4) 該当児童等の所属する集団への指導

- いじめを見ていた児童に対して自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めたり誰かに知らせることを指導する。
- いじめに同調していた児童に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であることを理解し、その行為の違法性を理解させる。
- 学級指導や話し合い活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをやめさせる態度を育成する。
- 全ての児童が集団の一員であることを理解し、お互いを尊重し認め合う集団作りに努める。

3. 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- (1) いじめ問題が起こった時は、双方の家庭との連絡をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。
- (2) 家庭での様子や、交友関係等について情報を提供してもらい、指導に生かす。
- (3) 地域団体と連携を取り合い、情報を受けやすい体制を取る。
- (4) ポスターや学校便り等で学校内外の相談窓口を児童や保護者に周知する。
- (5) 学校運営協議会でいじめ防止基本方針について説明し、理解を求めるとともに、協力を仰ぐ。

Ⅳ いじめ問題に取り組む校内組織

1. 校内組織・・・「いじめ対策委員会」

2. 役割

いじめ対策委員会を組織して、いじめの防止・早期発見への取り組みについて協議し、今後の方策を決定する。

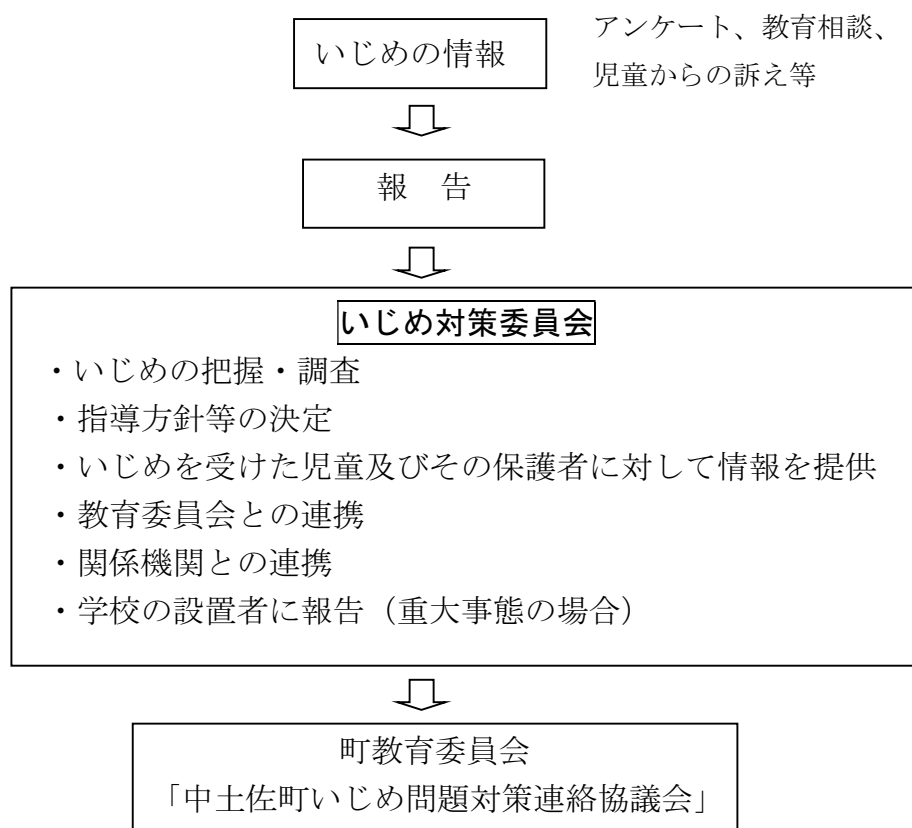
3. 構成メンバー

全教職員を基本とする

4. 活動計画

年間指導計画（別紙）

◆いじめが疑われる事案が発生した場合



※重大事態の認識

- ・ 重大事案とは、いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・ いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間指導計画

月	職員会等	早期発見・未然防止に向けた取り組み	主な学校行事
4 月	組織職員会 (基本方針の確認) 職員会・校内研(通年)	学校便り発行(通年) 道徳・学級活動等を通じた継続指導(通年) お楽しみ集会(仲間づくり)① 参観日・PTA 総会	入学式・始業式 家庭訪問 遠足
5 月	校内支援会① 職員会	参観日 第1回Q-U アンケートの実施	
6 月	校内支援会② 職員会	第1回学校生活アンケートの実施 参観日	プール開き 宿泊学習(5年)
7 月	校内支援会③ 職員会	参観日(校内水泳大会) 保護者面談	終業式
8 月	☆校内研修① 職員会	第1回Q-U アンケートの分析・考察 第1回学校生活アンケートの分析・考察 温かい学級づくりの取組(具体例)を共有する①	
9 月	校内支援会④ 職員会	参観日(運動会)	始業式 小中合同運動会
10 月	校内支援会⑤ 職員会	お楽しみ集会(仲間づくり)②	6年修学旅行
11 月	校内支援会⑥ 職員会	参観日 第2回Q-U 調査アンケートの実施	ふれあい収穫祭
12 月	校内支援会⑦ 職員会	第2回学校生活アンケートの実施 第2回学校生活アンケートの分析・考察 学校評価アンケートの実施 参観日(人権教育・道徳教育) 保護者面談	ロードレース大会、終業式
1 月	☆校内研修② 校内支援会⑧ 職員会	第2回Q-U 調査アンケートの分析・考察 学校評価アンケートの分析・考察 温かい学級づくりの取組(具体例)を共有する②	始業式
2 月	校内支援会⑨ 職員会	参観日(学習発表会)	学習発表会
3 月	校内支援会⑩ 職員会	本年度の総括と来年度の計画	遠足 卒業式・修了式